

■ 産業医科大学整形外科医局会会則

第1条) 名称

産業医科大学医学部整形外科医局会と称する。

第2条) 目的

本医局会は整形外科学を研鑽するものの集合体であり、各会員が整形外科学の発展に寄与することを目的とする。

第3条) 構成

- 1) 会員は産業医科大学整形外科医局会に入会した医師とする。
付記1) 教授職は顧問とし、後に定める医局会総会の投票権を持たない。
- 2) 医局会の代表者として医局長1名をおく。次期医局長予定者は医局会総会で承認を受ける。
任期は1年として再任を妨げない。
付記1) 医局長の任期は、4月1日より翌年の3月31日までとする。
- 3) 医局の人事が円滑におこなわれるため人事委員会を設ける。
付記1) 人事委員会については、人事委員会会則において定める。
付記2) 人事委員会の代表者として人事委員長1名をおく。次期人事委員長予定者は医局会総会で承認を受ける。任期は1年として再任を妨げない。

第4条) 入会および退会

- 1) 入会希望者は、入会届を提出し、医局長および顧問の承認を得て会員になる。
- 2) 以下の場合、退会となる。退会時には退会届を提出し、医局長および顧問の承認を得る。
 - a) 原則として卒後15年、ただし本学卒業生で卒後15年を経過しても修学資金返済が終了していない場合は修学資金返済免除通知書を受け取った年度とする。
 - b) 退会を希望した場合。この場合原則として、翌年の人事希望アンケート返信時までその旨を申し出る。
 - c) 会員の義務を果たさない場合。この場合医局長が理由を添えて医局会総会に提案し、医局会総会の議決を必要とする。
付記1) 入会届および退会届は、それぞれ別紙1および2に規定する。

第5条) 医局会総会

- 1) 全会員で構成する医局会総会を最高議決機関とする。
- 2) 医局会総会の議事を円滑に進行するため議長1名および書記1名をおく。原則として議長は医局長が兼任する。書記は議長が指名する。
- 3) 医局会総会は委任を含めて全会員の1/2以上の出席で成立する。会議の議事は、委任を含めて出席者の過半数の同意をもって議決する。
- 4) 医局会総会に出席できない場合、議長または同学年の代表委員に決議権を委任できる。代表委員が出席できない場合、同学年の医局会員または出席する任意の代表委員に決議権を委任することができる。
- 5) 定例の医局会総会は原則として同門会総会の日に行う。
- 6) 臨時の医局会総会は議長が必要と判断した場合あるいは会員の1/3以上の署名が得られ会員が申告した場合、議長が招集する。この場合には開催日の7日前までに確実な方法で全会員に通知する。臨時の医局会総会には原則として少なくとも各学年の代表委員は参加する。

第6条) 義務

- 1) 会員は第2条の目的を達するため、研究、教育、診療に協力する義務をもつ。
- 2) 医局会総会に出席する。やむを得ない事情で欠席する場合は事前に議長に報告する。
- 3) 医局会総会の決定に従う。
- 4) 定められた額の医局会費を滞納なく納入する。
- 5) 産業医科大学同門会に入会する。

付記1) 医局会費は、卒後15年間納入する。ただし、卒後15年未満に退会した場合は退会の翌年まで納入する。

第7条) 医局会員の人事

医局会員の人事は医局長、人事委員長、顧問が合議の上提案し、医局会員の同意を得て決定する。

第8条) 会計

- 1) 本会の収入は以下の収入からなる。
 - a) 会費収入
 - b) 資産から生じる収入
 - c) その他の収入
- 2) 収支予算は、監査を経て総会で承認を受ける。
- 3) この会の会計年度は、11月1日から10月31日までとする。

第9条) 改正

本規約の改正は医局会総会において投票の上、会員の3分の2以上の賛成を要する。

第10条) 雑則

この会則に定めるもののほか、必要な事項は医局会総会において決定する。

付則

本規約は平成18年4月1日をもって発効とする。